

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

役員退職金の分割支給

現在も景気の低迷が続いているが、大企業はともかくとして中小企業の中には、役員退職金について資金繰り等の関係で一度に全額を支払えないことから、分割して支給するといったケースが見られるようだ。

原則として役員退職金の損金算入時期は、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度とされる。ただし、損金経理をすることを条件に、法人が役員退職金を支給した日の属する事業年度での損金算入が認められている（法基通9-2-18）。

従って、役員退職金を分割支給する場合の損金算入時期は2通り考えられる。

例えば、株主総会で役員退職金が5,000万円と確定し、この事業年度に3,000万円支給する。残りの2,000万円を1,000万円ずつ2年間に渡り支給するといったケースでは、まず確定した事業年度において翌期以降に繰越される2,000万円を未払計上することで5,000万円全額を損金に算入することができる。また、残りの2,000万円をそれぞれ1,000万円ずつ実際に支給する事業年度において損金経理することも認められることになる。

しかし、確定した事業年度において仮払金として処理した場合は、翌期以降に仮払金の消却をしても永久に損金とならない。

分割支給する場合の源泉徴収は退職金の総額の税額を算出し、実際の支給額で按分したものをその支給の度に源泉徴収することになる（所基通201-3）。

